

①認知症対応型共同生活介護

区分	認知症対応型共同生活介護費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※1	医療連携体制加算(Ⅰ)※2	医療連携体制加算(Ⅱ)※3	基本サービス費合計	科学的介護推進体制加算※4	基本サービス費(31日分)	介護処遇改善加算(Ⅰ)※5 18.6%	自己負担額(31日分)
要介護1	765	22	37	5	829	40月	25,739	4,788	30,527
要介護2	801				865		26,855	4,995	31,850
要介護3	824				888		27,568	5,128	32,696
要介護4	841				905		28,095	5,226	33,321
要介護5	859				923		28,653	5,330	33,983

区分	短期利用共同生活介護費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※1	医療連携体制加算(Ⅰ)※2	医療連携体制加算(Ⅱ)※3	基本サービス費合計	科学的介護推進体制加算※4	基本サービス費	介護処遇改善加算(Ⅰ)※5 18.6%	自己負担額
要介護1(20)	793	22	37	5	857	40月	17,140	3,188	20,328
要介護2(22)	829				893		19,646	3,654	23,300
要介護3(30)	854				918		27,540	5,122	32,662
要介護4(30)	870				934		28,020	5,212	33,232
要介護5(30)	887				951		28,530	5,307	33,837

②介護予防認知症対応型共同生活介護

区分	認知症対応型共同生活介護費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※1	医療連携体制加算(Ⅰ)※2	科学的介護推進体制加算※3	基本サービス費合計	基本サービス費(31日分)	介護処遇改善加算(Ⅰ)※4 18.6%	自己負担額(31日分)	
要支援2	761	22	なし		783	40/月	24,313	4,522	28,835

区分	短期利用共同生活介護	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※1	医療連携体制加算(Ⅰ)※2	科学的介護推進体制加算※3	基本サービス費合計	基本サービス費	介護処遇改善加算(Ⅰ)※4 18.6%	自己負担額	
要支援2(13)	789	22	なし		811		10,543	1,961	12,504

- ・看取り介護加算(72単位/日(死亡日31~45日前)144単位/日(死亡日以前4~30日)680単位/日(死亡日の前日・前々日)1280単位/日(死亡日))
- ・新興感染症等施設療養費240単位/日(入居者が感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整などを行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し感染対策を行ったうえで連続する5日を限度として算定する。

- ・初期加算30単位/日(入居した日から起算して30日以内の期間である。医療機関に1か月以上入院した後退院して再入居した場合も同様とする)
- ・若年性認知症入所者受入加算120単位/日(40~65歳の認知症の方を入居受け入れした際に加算)
- ・退居時相談援助加算(入居者、家族に退居後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに情報提供した場合)400/回(退居時)
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算200単位/日(行動、心理症状により在宅生活が困難であると医師が判断した者。入居から7日を限度)

- ※1 介護福祉士が70%以上配置されていると算定
- ※2 事業所の職員である看護師との連携により、24時間連携できる体制を確保している。事業所の職員として看護師を1名以上確保している
- ※3 算定日から属する月の前3月間において、医療的ケアが必要な状況の利用者が1人以上であること。
- ※4 科学的介護推進体制加算(月40単位)入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合。LIFEへのデータ提出は少なくとも3月1回。
- ※5 職場環境の改善、賃金体系等の整備及び研修実地等・資格や勤務年数に応じた昇給の取り組みの整備・改善後の賃金年額440万以上が1人以上。職場環境の更なる改善、見える化・経験技能ある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること等要件すべて満たした場合(基本サービス費に各加算を加えた単位数に18.6%乗じた単位数)

その他の料金	1日	1日(冬期)	31日	31日(冬期)
食費	1100	1,100	34,100	34,100
家賃	600	600	18,600	18,600
光熱費	350(4~9月)	450(10~3月)	10,850	13,950
合計			63,550	66,650

\* 外泊及び入院時の居室の確保(1ヶ月)している場合:1日600円

高額介護サービス費		自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当		44,000円
一般被保険者(世帯に住民税課税の人がいる場合)		44,000円
世帯全員が住民税非課税の方(3段階)		24,600円
世帯全員が住民税非課税で、老齢年金受給者か合計所得が80万円以下の方(2段階)		15,000円